

マイナンバーカード出張申請サービスのご案内

☆仕事が忙しくて時間が作れない☆

☆申請方法が分からない☆

☆申請に必要な顔写真が撮れない☆

☆役場まで取りに行くのが面倒☆

そんなお悩みに、村職員がご指定の場所に出向きマイナンバーカード申請のお手伝いをします。ぜひこの機会に出張申請をご利用ください。



マイナちゃん

役場の職員が
指定の場所
へ伺います

申請は1人あたり
約5分で
完了します
申請に必要な顔写真は
現場で撮影します！

マイナンバーカードは
郵送で
ご自宅に届きます

ご担当者様に行っていただくことはこの4つです

①

役場と日程調整
(仮予約)
役場へTEL

②

役場へ申込書と
申請者リストを
提出

③

申請者への案内
(必要書類準備)

④

受付当日
申請者の案内
・誘導

出張申請の申込について

- 対象団体 ①村内に事業所・事務所などを置く企業等
②村内の団体等（自治会、シニアクラブ、各種サークル活動団体など）
- 実施日時 申込団体の担当者と調整し決定します。（平日の午前10時～午後4時）
- 村ホームページから申込書等をダウンロードの上、実施希望日の15日前までに、FAX・メール・郵便・持参のいずれかの方法によりお申し込みください。なお、ホームページよりダウンロードできない方は、村民課窓口（78-3111）までお問い合わせください。

出張申請の申込条件

- 対象団体からの申込であること（1団体概ね5名以上）
- 既にマイナンバーカードの交付申請を行っていないこと
- 東白川村に住民登録があること
- 申請日から2ヶ月以内に村外に転出予定がないこと
- 申請者本人（15歳未満の人及び成年被後見人の人は法定代理人とともに）が会場に来ることができること
- 申込団体が申請会場や机・椅子などを用意できること
- 申請会場に電源があること
- 申請団体において案内・誘導が行えること
- 「本人限定受取郵便」または「簡易書留」でマイナンバーカードの受け取りができること

申請受付からカード交付までの流れ

- ① 必要書類を提出します（通知カード、本人確認書類等）
- ② 顔写真を撮影し申請をします（現場で役場職員が撮影をします）
- ③ マイナンバーカードについて注意事項等の説明を受けます
～これで申請は終了です（5分程度）～
- ④ 約1ヶ月半後、郵便局から「本人限定受取郵便」または「簡易書留」で個人番号カードが届きます

くらしを便利に！マイナンバーカード

- 各種行政手続きのオンライン申請にご利用いただけます
- マイナンバー（個人番号）を証明する書類がカード1枚で可能になります
- 本人確認の際の身分証明書としてご利用いただけます
- 健康保険証として利用できます。（令和3年10月より開始予定）

【申し込み・問い合わせ先】

〒509-1392 加茂郡東白川村神土548番地
東白川村役場 村民課窓口
TEL：0574-78-3111（内線121）
FAX：0574-78-3232
メール：507sonmin@vill.higashishirakawa.gifu.jp



※今後、毎月の広報の中でカードの取得状況をお知らせする予定です。